

ふくい観光案内所トータルデザイン及び内装等施工業務委託仕様書

1 目的

令和6年春の北陸新幹線福井開業に向け、JR福井駅に隣接する福井市観光交流センター内に観光客の案内、観光情報の発信、旅行商品の販売、特産品の展示等の機能を備えた、福井観光の周遊拠点となる「ふくい観光案内所」（以下「観光案内所」という。）を整備する。

2 施設概要

- (1) 名称 ふくい観光案内所
- (2) 場所 福井市観光交流センター内1階
- (3) 面積 200.07平方メートル
- (4) 設備条件 ふくい観光案内所 別図1

施設周辺図 別図2

※福井市観光交流センターは、令和5年10月1日に、待合スペース、展示・交流スペース、屋上広場などの部分供用の開始を予定している。これに伴い、待合スペースからレンタサイクルにかかる空間は、避難経路確保のため一般に開放される。

- (5) 案内所業務 「見る」、「聞く」、「楽しむ」をテーマとしたコンテンツを充実し、県内周遊観光を促進する。

ふ く い 観 光 案 内 所	見 る	・ 県内17市町の観光パンフレットやイベントチラシの配架 ・ デジタルサイネージによる観光PR動画等の放映 ・ 工芸品や特産品等、福井の自慢の一品の展示等
	聞 く	・ コンシェルジュによる県内観光、交通案内 ・ 県内観光案内所間の情報交換（チャットシステム導入予定） ・ 施設入場券、交通パスなどの各種チケットやツアー商品の販売
	楽 し む	・ クラフト体験等ができるアクティブスペースの運営 （特産品や伝統工芸品を使ったクラフト製作など）

- 3 業務名 ふくい観光案内所トータルデザイン及び内装等施工業務

- 4 委託期間 契約締結日から令和6年2月29日（木）まで

- 5 契約上限額 22,400千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

6 委託内容

- (1) 観光案内所が観光客にとって魅力的な施設となるよう、備品や内装、案内サイン等を含めた、施設のトータルデザインを提案すること。
- (2) (1)で提案したデザインに基づく備品の調達及び内装の施工等を行うこと。なお、デジタルサイネージ、チャットシステム、販売レジは別途調達するため提案不要とする。

7 整備方針

観光案内所は、次に掲げる方針に基づき整備するものとする。

◎新幹線や在来線駅舎とも統一感のある、幸福(しあわせ)なふるさと感じさせる空間

◎県内各地の魅力が詰まった、福井観光の情報発信基地

8 デザイン及び内装等

- (1) 本業務は内装仕上げや装飾による施工とし、工事は行わないこと。
- (2) 観光案内所のデザイン及び内装装飾等の範囲は、別図1（壁面、ガラス面を含む）のとおりとする。
- (3) デザイン及び内装等の実施にあたっては、本件観光案内所が、福井観光の玄関口として誰もが立ち寄りやすい施設となるよう工夫すること。
- (4) 在来線及び新幹線の両駅や福井市観光交流センターとの親和性に十分配慮し、ソファやカウンターを配置するなど、来訪者がゆっくりと滞在することができる、緑と木のぬくもりにあふれた空間を演出すること。
- (5) 福井の豊かな自然や文化、美味しい食べ物など、幸福なふるさと感じることができ、誰もがホッとできるような落ち着いた雰囲気を演出すること。
- (6) 上記2の(5)に記載する全ての業務を実施するための機能を備えること。
- (7) 待合室からレンタサイクル駐輪場に至る歩行者の動線を確保すること。
- (8) 備品や装飾の原材料等に木材を積極的に利用することとし、その利用にあたっては、県産材の使用に努めること。
- (9) 県産材を使用する場合は、その箇所及び使用割合（県産材使用料÷木材使用料）を明示すること。（本業務完了後、使用割合の実績及び県産材を使用したことが確認できる証明書の提出を求める。）

9 工期及び作業空間

- (1) 令和6年1月から観光案内所開設に向けた準備を開始するため、館内レイアウト及び当該準備業務に必要となる主要備品の搬入は、令和5年12月28日(木)までに完了すること。
- (2) 令和5年10月以降、福井市観光交流センターの一部供用開始に伴い整備フロアも一般に開放されるため、内装施工や備品搬入は必要最小限の期間で実施することとし、実施前にその作業手順等について本市と十分に協議すること。

10 提出書類

受注者は、業務の実施にあたり以下の書類を印刷物各1部と電子データ（ワード、エクセル又はPDF形式）で提出しなければならない。

- (1) 業務着手時
 - ・業務計画書
 - ・業務工程表
- (2) 企画・設計・製作業務
 - ・設計図
 - ・完成イメージパース

(3) 業務完了時

- ・完成図
- ・完了報告書
- ・業務中の記録及び完成写真

11 法令遵守

受注者は、業務実施にあたり関係する法令を遵守し、その適用及び運用に関しては、受注者の責任において適切に行うこと。

12 成果品の利用及び著作権

- (1) 受注者は、成果品の著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。以下同じ。）を、本市に無償で譲渡するものとする。
- (2) 著作者人格権については、本市に対し行使しない。本市は、著作権法第20条（同一性保持権）の既定にかかわらず、本業務の遂行に必要な範囲において、目的物の改変を行うことができる。
- (3) 本業務の成果品に、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合は、受注者はその著作権の仕様に必要な費用の負担及び使用許諾等にかかわる一切の手続きを行い、その費用は委託料に含めるものとする。
- (4) 受注者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

13 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、原則として受注者の負担とする。

14 実施体制

受注者は、業務責任者をもって秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部分については相当の経験を有する技術者を配置し、施工の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。

15 工程管理

受注者は、工程に変更が生じた場合には速やかに工程表を再提出し、発注者と協議しなければならない。

16 品質

機器・材料等の製作・据付においては、事前に発注者に承諾を得るとともに使用される設備の使用目的を発揮できることを最優先とし、いかなる場合も機能を発揮できるまで受注者の責任において対処すること。

17 検査

- (1) 業務責任者は、法令に定める検査及び発注者による最終確認検査に立ち会わなければならない。

- (2) 受注者は、最終確認検査において不合格を指摘された箇所は、受注者の責任とし費用負担をもって手直しを行わなければならない。

18 施工管理

業務責任者は、電話等で速やかに連絡が取れる体制で、発注者の指示を受け、施工管理・材料機器等の保管及び現場作業員の指導等、改修に関する一切の事項を処理すること。

19 損傷部補修

- (1) 本業務施工に関し、建造物・機器等を損傷しないように十分注意すること。
- (2) 万一損傷した場合は、発注者の指示に従い、同程度の資材を持って速やかに原型復旧すること。
- (3) 受注者は、本業務にあたり第三者に損害を与えたときは、その復旧及び賠償の全責任を負うものとする。

20 災害事故防止

現場作業員等の災害事故防止対策に万全を期すほか、万が一に備え、組立保険等の関係保険に加入するものとし、また労働基準法・労働安全衛生法等関係法令を遵守し、作業保安規定に違反しないよう努めること。

21 保証期間

保証期間は完成後1年間とする。

22 その他

- (1) 本業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を委託することについてあらかじめ本市の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 本業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。
- (3) 本仕様書に記載されていないとしても、法令により義務付けられている事項及びその他の事項について、軽微な変更であり業務上当然に必要な事項である場合には、業務履行の範囲に含まれるものとする。
- (4) 上記の他、本仕様書に定めのない事項については、本市と受注者で協議して決定するものとする。